

広島県告示第五百九十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

安芸郡海田町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和四年一〇月二日	午前一〇時～午後三時三〇分	織田幹雄スクエア（織田幹雄公民館・織田幹雄記念館）
令和四年一〇月二日	午前一〇時～午後〇時	織田幹雄スクエア（織田幹雄公民館・織田幹雄記念館）
令和四年一〇月二日	午後一時～午後三時三〇分	海田町海田東公民館

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和四年一〇月二日～ 令和五年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会